

議会改革に関する 最終報告書

平成26年11月

十和田市議会

はじめに

十和田市議会は変わったのか……

果たして市民の皆様にはどう映っているのだろうか？

4年間にわたり十和田市議会は、議会改革特別委員会を中心にこれまでの議会を検証し、開かれた議会を目指し、新しい議会のあり方を構築するため取り組んできた。

本会議のインターネット中継や一般質問の一問一答方式に反問権。正副議長選挙の際の所信表明や市民との意見交換会を行うなど、新設、改変し、最終的にこれらを条例化するべきとなり、「十和田市ひらかれた議会づくり基本条例」を制定。今回その条例がよりわかりやすくなるようにと解説を作成。これにより、議会改革特別委員会に付託された案件は全て終了となった。

これまで議会改革特別委員会で検討されたもの全てにおいて、全議員の了承を得たことを見ても、十和田市議会が本気で議会改革に取り組んできたことがわかっていただけるものと思う。

しかし、以前にも述べたが、これで十和田市議会の改革は終わりではない。むしろこれが始まりである。

新たなもの、変更したものが継続できるのか。また、より良いやり方が検討され、逆に中には以前のやり方に戻ることも考えられる。ただし、あくまでも「ひらかれた議会づくり」が基本であり、これは絶対に守らなければならない。そのための基本条例である。

議会改革特別委員会で最後までこだわった条例名「十和田市ひらかれた議会づくり基本条例」、この名に恥じない改革をこれからも十和田市議会は行っていく決意である。

さて、市民の皆様、十和田市議会はどうですか！？

少しは変わってきたと思いますか？

1. 議会改革特別委員会に付託した案件

- ①議会改革に関する調査・研究
- ②議会基本条例に関する調査・研究

2. 活動の経過

区 分	開催期日	内 容
第 49 回	平成 2 5 年 1 0 月 7 日 (月)	議会基本条例 (案) の構成及び概要について 第 2 回議会改革フォーラムの周知について
第 50 回	平成 2 5 年 1 0 月 2 2 日 (火)	議会基本条例 (案) の条文について
第 51 回	平成 2 5 年 1 1 月 1 2 日 (火)	議会基本条例 (案) の条文について
第 52 回	平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日 (金)	議会基本条例 (案) の条文について
第 53 回	平成 2 5 年 1 1 月 2 8 日 (木)	議会基本条例条文素案の確認について
第 54 回	平成 2 6 年 1 月 9 日 (木)	議会基本条例条文素案の確認について 今後のスケジュール等について 日曜議会アンケートの結果について
第 55 回	平成 2 6 年 2 月 1 8 日 (火)	平成 26 年度市議会・市民との意見交換会実施 (案) に ついて 正副議長立候補制 (所信表明) について
第 56 回	平成 2 6 年 3 月 3 日 (月)	十和田市ひらかれた議会づくり基本条例条文素案の確 認について 正副議長志願者の所信表明に関わる申し合わせ (案) について 議会改革に関わる協議・検討が必要な事項について
第 57 回	平成 2 6 年 3 月 7 日 (金)	十和田市ひらかれた議会づくり基本条例条文素案につ いて
第 58 回	平成 2 6 年 3 月 3 1 日 (月)	十和田市ひらかれた議会づくり基本条例条文素案につ いて
第 59 回	平成 2 6 年 4 月 1 0 日 (木)	十和田市ひらかれた議会づくり基本条例条文素案につ いて 正副議長志願者の所信表明に関する申し合わせ (案) について 全員協議会規程 (案) について
	平成 2 6 年 4 月 2 2 日 (火) ~ 平成 2 6 年 5 月 1 1 日 (日)	十和田市ひらかれた議会づくり基本条例 (案) のパブ リックコメントを実施

区 分	開催日	内 容
	平成26年5月22日(木)	市議会・市民との意見交換会 ・市内4箇所で開催 ・参加人数53名(報道等除く)
第60回	平成26年6月9日(月)	今後のスケジュールについて
	平成26年6月18日(水)	十和田市ひらかれた議会づくり基本条例制定
第61回	平成26年7月17日(木)	十和田市ひらかれた議会づくり基本条例制定に伴う規則等の一部改正について 十和田市ひらかれた議会づくり基本条例の解説の作成について 市議会・市民との意見交換会について 行政視察について
	平成26年8月1日(金)	埼玉県加須市議会(議会運営委員会)来訪 ・議会改革の取り組みについて ※正副委員長で対応
第62回	平成26年9月4日(木)	十和田市ひらかれた議会づくり基本条例の解説(案)について 行政視察について
	平成26年10月9日(木)～ 平成26年10月10日(金)	行政視察(山形県山形市議会) ・議会基本条例の運用状況について
第63回	平成26年10月27日(月)	十和田市ひらかれた議会づくり基本条例の解説(案)について 最終報告書(案)について
第64回	平成26年11月13日(木)	最終報告書(案)について

3. 今後の課題と思われる事項

- ①議員倫理条例に関すること
- ②請願者及び陳情者の意見陳述に関すること
- ③視察研修した事項の検討に関すること

十和田市ひらかれた 議会づくり基本条例解説

平成26年6月18日可決（平成27年1月1日施行）

十和田市議会

十和田市ひらかれた議会づくり基本条例 解説

条 文	説 明 文
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 議会と市民の関係（第5条—第7条）</p> <p>第3章 議会と市長等の関係（第8条—第12条）</p> <p>第4章 委員会、会派及び政務活動費（第13条—第15条）</p> <p>第5章 議会及び議会事務局の体制整備（第16条—第19条）</p> <p>第6章 議員の定数及び議員報酬（第20条・第21条）</p> <p>第7章 議会改革の推進（第22条）</p> <p>附則</p> <p>平成12年4月に施行された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）により、地方公共団体の自己決定と自己責任が明確となり、議会の権限も強化され、その担うべき役割と責任は重大なものとなった。住民の代表として選ばれた議員で構成する議会は、同じく直接選挙により選ばれた地方公共団体の長とは対等で独立しており、それぞれの特性を活かして互いに切磋琢磨し、住民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展を目指すという責務を果たして行くことが求められている。</p> <p>十和田市議会は、その責務を全うするため、これまで以上に公平、公正かつ透明な議会運営はもちろん、市民との情報の共有を図りながら、活発な意見交換を行い、ひらかれた議会づくりを推進し、さらには、市長等に対する監視機能の強化を図ると</p>	<p>目次</p> <p>この条例の全体を一覧できるように目次をつけています。</p> <p>※条例・規則の本則が章・節等に区分される場合には、その内容の理解と検索を容易にするため、必ず目次をつけることとされています。</p> <p>前文</p> <p>前文では、ひらかれた議会づくりに向けての基本事項を定める当該条例の制定に至った背景、制定への思い、決意表明が述べられています。</p>

ともに、政策立案能力を向上させ、積極的に政策提言を行っていくことを誓約する。

このような認識のもと、四季を織りなす十和田湖や美しい清流奥入瀬溪流の大自然に育まれる豊かなところと不毛の三本木原を開拓した新渡戸傳翁の開拓精神を受け継ぎ、不断の努力を重ね、市民に信頼され、存在感のある議会を築くため、十和田市議会及び十和田市議会議員の活動の支柱として、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、十和田市議会（以下「議会」という。）及び十和田市議会議員（以下「議員」という。）の活動原則、議会と市民の関係、議会と市長等の関係その他ひらかれた議会づくりの推進に関する事項を定めることにより、市民の福祉向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 市政を評価し、監視し、及び牽制する機能を十分に発揮すること。
- (2) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民の参加を促進し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意思を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (4) 議会に関する条例等について、不断に見直しを行うこと。

※十和田市開拓の祖である新渡戸傳は、1793年、現在の岩手県花巻市で生まれ、62歳のとき南部盛岡藩から三本木原開拓を許可され、人工河川工事に着手し、4年後に約11kmの水路を完成させました。この先人の偉大なる開拓精神を受け継ぎ、市民の負託に真摯に応える決意を表明しました。

第1条

この条例を制定する目的を明らかにします。

※「ひらかれた議会づくり」の「ひらかれた」は、よりわかりやすくという意図で平仮名にしました。

第2条

議会の活動原則を明らかにします。

議会は、情報の公開を進め、市民の参加を促進し、議決と監視及び政策立案の責任を果たすことを活動の原則としました。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の府であることを認識し、積極的な発言、議論等を行うこと。
- (2) 自らの議会における活動に関して市民に説明するとともに、市民の意思の把握に努めること。
- (3) 調査、研修等を通じて、資質の向上に努めること。

(議員の政治倫理)

第4条 議員は、市民の負託に応えるため、政治倫理を自覚し、公正及び誠実を旨として職責を全うするものとする。

第2章 議会と市民の関係

(市民にひらかれた議会運営)

第5条 議会は、議会の有する情報を積極的に市民に提供し、市民に対する説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに全員協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。）を原則として公開する。
- 3 議会は、議案の議決の結果、賛否の状況等を公表する等議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 4 議会（第2号及び第3号にあっては、議会又は委員会。以下この項において同じ。）は、次に掲げる制度を必要に応じ

第3条

議員の活動原則を明らかにします。

議会は、複数の議員が話し合いにより決定する機関であることから、議員は活発な議論をすることを活動の原則としました。常に、市民の意思の把握と説明責任を果たすことに努め、また、様々な機会をとらえ議員としての資質の向上を図ることとしました。

※「言論の府」とは、言語によって自分の意思を發表し、議論により物事を決める中心となる場のことをいいます。

第4条

議員は、政治倫理を自覚し、職責を全うすることとしました。

※政治倫理に関する定めは今後の課題とし、理念のみを明らかにします。

第5条

議会は、情報公開に努め、会議は原則として公開することを定めたほか、議決結果については、賛否の状況等を公表するように努めます。また、審議にあたっては、地方自治法に定められている（1）学識経験者等による専門的事項に係る調査、（2）公聴会、（3）参考人の制度の活用にも努めることとしました。

て活用することにより、市民の意思又は専門的若しくは政策的な識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

- (1) 地方自治法第100条の2に規定する専門的事項に係る調査の制度
- (2) 地方自治法第115条の2第1項（同法第109条第5項で準用する場合を含む。）に規定する公聴会の制度
- (3) 地方自治法第115条の2第2項（同法第109条第5項で準用する場合を含む。）に規定する参考人の制度

（市民との意見交換会等）

第6条 議会は、議会の活動状況を市民に説明するとともに、市民との意見交換を行い、市政に関する市民の意思を把握するため、市民との意見交換会を実施するものとする。

- 2 前項に規定する市民との意見交換会に関する事項は、議長が別に定める。
- 3 第1項に規定する市民との意見交換会のほか、議会及び議員は、市民との意見交換の場を多様に設けるよう努めるものとする。

（議長及び副議長の選挙の際の所信表明）

第7条 議会は、議長及び副議長の選挙の前に、本会議において、それぞれの職を志願する議員に対して所信を表明する機会を設けるものとする。

第3章 議会と市長等の関係

（反問権）

第8条 地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した市長等は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問

第6条

議会は、議会の活動状況等について市民への説明責任を果たすとともに、市民の意思を把握する場として意見交換会を開催するほか、公開討論会等（フォーラム等）を開催するよう努めることを定めました。

第7条

正副議長を選出する際に、その職を志願する者の思いを明らかにするため、本会議において所信表明の機会を設けることを定めました。

第8条

本会議において、より活発な政策議論を行うため、市長等が議員の質問等に答えるだけでなく、逆に聞き返すことができることを定

することができる。

(同意議案に係る選考理由の説明等)

第9条 議長は、市長が副市長の選任、教育委員会委員の任命、監査委員の選任又は固定資産審査評価審査委員会委員の選任のための同意を求める議案を議会に提出したときは、市長に対し、同意を求める者の選考理由の説明を求めることができる。

2 市長は、副市長又は教育委員会委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員若しくは固定資産審査評価審査委員会委員が任期満了、退職その他の理由により副市長又は当該委員でなくなったときは、その旨を議会に通知するものとする。

3 前項の規定は、新たに教育委員会の委員長、委員長の職務を代理する委員若しくは教育長、選挙管理委員会の委員長若しくは委員長の職務を代理する委員、農業委員会の会長若しくは会長の職務を代理する委員又は固定資産評価審査委員会の委員長若しくは委員長の職務を代理する委員の職に就いた者がある場合に準用する。

(基本的な計画、重要な事業等の説明)

第10条 議長は、市長等が定める基本的な計画、市長等が実施する重要な事業その

めました。

反問権の行使が想定される場面

①質問の趣旨及び内容の確認

②質問の背景及び根拠の確認

③質問者への代替案の提示要求

※反問権は一般質問に限らず、本会議における議案審議等も対象となります。

第9条

議長は市長に対し、同意を求める者の選考理由の説明を求めることができると定めました。また、同意人事に関して任期満了、退職等があった場合は、市長は議長に対してその旨を通知します。同様に、行政委員会の委員長等に異動があった場合も通知します。

※議長からの請求及び市長からの回答・通知は文書で行われ、議員への通知は議長が行います。

※農業委員会委員（選任による委員のうち議会が推薦する者）を除きます。

第10条

基本的な計画、重要な事業等の説明については、議会側で重要な政策と判断するもの及

他の案件であって特に必要と認めるものについて、全員協議会を開催し、市長等から当該案件の説明を求めることができる。

2 市長は、基本的な計画の策定、重要な事業の実施その他特に必要と認める案件について、全員協議会で説明をすることができる。

3 市長は、前項の説明をしようとする場合においては、議長に対し、全員協議会の開催を依頼するものとする。

4 市長等は、第1項又は第2項の説明に当たっては、当該説明をする計画、事業等に係る背景、経緯、財源措置その他の必要な事項についてこれを行うものとする。

(予算及び決算に関する説明資料)

第11条 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、地方自治法の規定により提出しなければならない説明書及び書類のほか、予算の審議又は決算の審査に資する資料を作成し、これを議会に提出することができる。

(議会の議決すべき事件)

第12条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、十和田市議会の議決すべき事件を定める条例(平成24年十和田市条例第19号)に定めるところによる。

び市長等の執行者側が重要な政策と判断するものが共に存在すると考えられることから、議会が開催を決定した場合及び市長が開催を依頼した場合の双方による全員協議会を定めました。

第11条

市長は、予算案及び決算認定に係る説明資料として、任意の説明資料を作成し、これを議会に提出できることとしました。

第12条

地方自治法第96条第1項には、議会が議決しなければならない15項目が規定されていますが、同条第2項ではこれ以外に「議決事件を追加できる」規定が置かれています。この項目を追加する意義は、長の権限との関係も考慮しつつ、市民の生活に大きな影響がある計画等については、議会で議論することで、市長だけでなく議会も責任を担い、審議の透明性を高めることにあります。

第4章 委員会、会派及び政務活動費
(委員会の適切な運営)

第13条 委員会は、市民の要請に応えるため、その所管に属する市政の課題に対し常に問題意識を持って公正かつ公平に調査し、又は審査するものとする。

2 委員会は、委員間の自由な討議による合意形成に努め、審議過程における論点、争点等を明確にするよう努めるものとする。

3 委員会の委員長は、所管事務等の審査又は調査の結果を本会議で報告するものとする。

(会派)

第14条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案等に関し調査研究を行うものとする。

3 議会は、会派間の公平性を確保し、及び会派に所属しない議員の意見を議会運営に反映するよう配慮するものとする。

(政務活動費)

第15条 会派及び議員は、政策立案、政策提言、市政の課題に関する調査研究その他の活動に資するため政務活動費を有効に活用するものとする。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行するとともに、市民に対し、使途に

第13条

委員会の調査及び審査にあたっては、議員間の積極な討議に努め、その結果について本会議で委員長報告するものと定めました。

※【常任委員会】

委員会が所管する事務の調査を行うほか、請願等を審査します。十和田市議会には次の4つの常任委員会があります。

①総務文教常任委員会

②観光経済常任委員会

③民生福祉常任委員会

④建設常任委員会

※【議会運営委員会】

議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例などに関する事項、議長の諮問に関する事項の調査を行い、議案、請願等を審査します。

※【特別委員会】

議会の議決により付議された事件を審査します。

第14条

議員は会派を結成することができること及び会派は政策立案のための調査研究を行うことを定めました。

※会派については、「十和田市議会会派に関する規程」に「十和田市議会において議会活動と同じくする3人以上で構成する議員の集団であって、議長に届出があったもの」と定められています。

第15条

政務活動費の目的を明らかにし、有効に活用することを定めました。また、その使途については透明性を高めるため収支報告書を公開すること等を定めました。

※政務活動費の交付に関する条例において、収支報告書には領収書の写しの添付が義務づけられてい

関する説明責任を負うものとする。

3 議長は、政務活動費の使途に関し、収支報告書を公開すること等により透明性を確保するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、政務活動費について必要な事項は、十和田市議政務活動費の交付に関する条例（平成17年十和田市条例第6号）に定めるところによる。

第5章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第16条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員のための研修の充実強化に努めるものとする。

2 議員は、積極的に研修等に参加し、資質の向上に努めるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第17条 議長は、議会の政策形成、執行機関に対する監視等の機能を補佐する組織として、議会事務局の調査能力、法務能力等の向上を図るよう努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の体制整備のため、専門的な知識及び経験を有する者の活用を図ることができる。

（議会図書室の充実）

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室を市民の利用に対応できるよう整備に努めるものとする。

ます。また、平成26年3月18日に政務活動費の使途基準を定め、適正な使用に努めています。

第16条

議会は、議員個々の資質の向上を図るため研修の充実強化に努めるものとししました。

議員は、議会等が主催する研修等に積極的に参加し自己研さんに努めることとししました。

第17条

議会及び議員を補佐する議会事務局の体制整備に努めることを定めました。

第18条

議会は、議員の政策形成等の参考となる図書及び刊行物を備え、議会図書室の充実に努めることを定めました。

※議会図書室は十和田市議会図書室規程により、議員の利用に支障がなければ市民も利用することができることとなっています。

(議会に関する広報の充実)

第19条 議会は、議会広報誌、ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備及び広報活動の充実強化に努めるものとする。

第6章 議員の定数及び議員報酬

(議員の定数)

第20条 議員の定数は、十和田市議会議員定数条例（平成21年十和田市条例第50号。第3項において「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

2 議員の定数の変更の検討に当たっては、人口、面積、財政力、事業課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とするものとする。

3 議員の定数を変更するための議員定数条例を改正する議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な理由を付して議会運営委員会又は議員が提出するものとする。

第19条

地方自治の本旨の一つである住民自治は、自らの自治体は住民の意思によって治めるという解釈です。市の意思を決定した議会は、住民に対して説明責任を負うこととなります。また、一方で市民から議会活動が見えにくいというアンケート結果からもわかるように市政への関心を高める工夫も求められています。そこで、さまざまな広報手段により広報活動を充実させ、よりひらかれた議会をめざすことを決めました。

※広報活動の現状

- ①議会広報誌「十和田市議会だより」を年4回、每户配布
- ②十和田市議会ホームページによる情報公開
- ③本会議のインターネット中継（ユーストリーム方式）
- ④会議録検索システムによる十和田市議会会議録の公開

第20条

議会で議員の定数について検討する場合は、市の現状や将来展望だけでなく、市民の意見を参考とすることを決めました。また、議会として議案を提出する場合は、明確な改正理由をつけて説明することとしました。

<p>(議員報酬)</p> <p>第21条 議員報酬の額及びその支給方法は、十和田市議会議員の議員報酬及び費用弁償条例（平成17年十和田市条例第41号。第3項において「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。</p> <p>2 議員報酬の額の改定の検討に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市の現状、課題等を十分に考慮するとともに、市民の意見を参考とするものとする。</p> <p>3 議員報酬の額を改定するための議員報酬等条例を改正する議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な理由を付して議会運営委員会又は議員が提出するものとする。</p> <p>第7章 議会改革の推進</p> <p>(議会改革のための検討組織)</p> <p>第22条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができる。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p>	<p>第21条</p> <p>議会で議員報酬について検討する場合は、市の現状や行財政改革の視点だけでなく、市民の意見を参考とすることを決めました。また、議会として議案を提出する場合は、明確な改正理由をつけて説明することとしました。</p> <p>第22条</p> <p>常に議会改革に取り組むこととし、そのための検討組織を設置できることを決めました。</p> <p>施行月日は改選後の任期の初日としました。</p>
---	---

議会改革特別委員会
委員名簿

平成23年3月17日選任

平成25年9月25日選任

No.	役職	氏名	会派
1	委員長	畑山親弘	市政・社民クラブ
2	副委員長	堰野端展雄	高志会
3	委員	江渡信貴	高志会
4	委員	舩甚英文	日本共産党
5	委員	桜田博幸	明政一心会
6	委員	工藤正廣	明政一心会
7	委員	田中重光	柊の会（平成25年9月25日～）
8	委員	杉山道夫	市政・社民クラブ

